

# 開発許可申請手数料等について

開発行為の許可申請及びその他都市計画法に基づく申請手数料については、次のとおりです。

## 1. 開発許可申請手数料

【単位：円】

申請内容		手数料		
都市計画法第29条の開発行為の許可申請の審査	開発区域の面積	自己居住用	自己業務用	左記以外
	0. 3ha以上0. 6ha未満	43,000	65,000	190,000
	0. 6ha以上1. 0ha未満	86,000	120,000	260,000
	1. 0ha以上3. 0ha未満	130,000	200,000	390,000
	3. 0ha以上6. 0ha未満	170,000	270,000	510,000
	6. 0ha以上10. 0ha未満	220,000	340,000	660,000
	10. 0ha以上	300,000	480,000	870,000

## 2. 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査

1件につき、次に定める金額を合計した金額。ただし、その金額が870,000円を超えるときは、その手数料の金額は、870,000円とする。

ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)

開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては、変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては、縮小後の開発区域の面積)に応じ、上記『1. 開発許可手数料』に規定する額に10分の1を乗じて得た金額

イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更

新たに編入される開発区域の面積に応じ、上記『1. 開発許可手数料』に規定する金額。ただし、編入される面積が0.3ha未満の場合にあっては、次の表に定める金額とする。

新たに編入される面積	手数料の額		
	自己居住用	自己業務用	左記以外
0. 1ha未満	8,600円	13,000円	86,000円
0. 1ha以上0. 3ha未満	22,000円	30,000円	130,000円

ウ その他の変更 10,000円

## 3. 都市計画法第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に

基づく建築の許可の申請に対する審査 1件につき 46,000円

4. 都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査 1件につき 26,000円

5. 都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた者からの地位の承継の承継申請に対する審査

開発行為の種類	手数料 (1件につき)
ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ha未満のものである場合	1,700円
イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ha以上のものである場合	2,700円
ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、ア及びイ以外のものである場合	17,000円

6. 都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の調書の写しの交付用紙及び図面各1枚につき 500円

7. 都市計画法施行規則第60条の規定に関する証明 1件につき 1,000円